

## 令和2年8月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和2年8月27日

開会：午前10時00分～午前11時04分

### ○ 出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

子育て支援政策課長 大下 浩二

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

それでは日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は堀委員を御指名申し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には、5月28日に開催しました教育委員会5月定例会会議録（案）及び6月3日開催の6月臨時会会議録（案）、6月26日開催の6月定例会会議録（案）を配布いたしております。原案のとおり承認することに、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、5月定例会、6月臨時会、6月定例会の会議録（案）については承認することといたします。

次に、日程第4、議案第28号「守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第28号「守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見」。

守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見を、次のとおりとする。  
令和2年8月27日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第28号「守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見」につきまして、御説明いたします。

議案書1ページから2ページまでをご覧くださいませようお願ひいたします。

今回の改正ですが、守口市立学校規模等適正化基本方針に基づく、市立小学校の統合によります改正でございます。市立さくら小学校につきましては、平成30年4月に統合し、令和3年4月に旧三郷小学校用地に新校舎を建設し、共用を開始する予定をしているところでございます。今回、市立さくら小学校につきましては、新しい学

校の所在地が確定いたしましたことから改正しようとするものでございます。

改正内容ですが、2ページの新旧対照表を御参照いただきますよう、お願いいたします。守口市立学校設置条例第1条第2項の表中、守口市立さくら小学校の校舎の位置につきまして、守口市東光町2丁目1番4号と改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、附則におきまして、令和3年4月1日からといたしております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

○委員 それじゃあ、念のため。新校舎の建築は順調にっておりますか。

○事務局 今現在の新校舎の建設工事の状況ですけれども、当初の予定どおりに進捗しております。今後とも順調に進めば予定どおりの共用開始を向かえる予定でございます。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかに御質問・御意見ございますでしょうか。ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第28号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第28号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第29号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第29号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」令和2年度教育費補正予算案についての意見を次のとおりとする。令和2年8月27日提出、守口市教育委員会教育長、太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第29号「令和2年度教育費補正予算案についての意見」について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書3ページから5ページまでを御参照賜りますよう、お願い申し上げます。

補正の内容ですが、本市では、全ての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進していくため、第2次守口市子ども読書活動推進計画を策定しております。計画の中で、子どもの読書活動推進のための取組みとして、乳幼児期に親子で読書に親しむ機会の充実に努めること、また、児童生徒に対しては、読書を通じて考えを広げ深める参考資料の充実など、調べ学習・自主学習の支援を行っていくことを定めております。

守口市立図書館では、6月1日以降の来館者の御利用が平日で約600名ほど、土日では1,300名にも及ぶ来館者数となっており、特に児童書に関して貸出しが非常に多い状況でございます。今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により「新しい生活様式」が求められる中、外出を控え在宅時間が長くなる子どもたちに対し、子どもの読書活動を推進することができる環境を整え、また、在宅で過ごす時間を豊かなものとするため、守口市立図書館に1万冊の児童書を配架する、子どもたちの健やかステイホーム図書充実事業の実施に向け、図書購入にかかわる費用といたしまして、17,500,000円を計上いたしております。

次に、6月1日オープン以降、職員による検温・消毒及び大阪コロナ追跡システム等の案内をしているところでございますが、来館者が多い中での司書さんの、例えばレファレンスサービスへの影響が出ており、独自で自動消毒器の配備をして対応して

おりますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、図書館3カ所の入り口に体表面の検温計測ができるサーマルカメラを設置し、業務の改善を図ろうとするものです。

必要な費用といたしまして、3,000,000円を計上しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

○委員 それじゃあ。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 平日で600名、土日で何人とおっしゃったかな。

○事務局 1,300名前後です。

○委員 1,300名ですか。結構な利用者の数で喜んでおりますが、コロナ対策の関係で全ては座れないと思うんですけれども、座席の間隔とかそのあたりはどういう配慮をされていますか。

○事務局 座席数なんですけれども、6月開館当初はかなり大幅に席自体を間引きまして、非常に少ない数で運営をしております、徐々に今増やしているところでございます。当然、密にならないように最低限の距離は確保させていただいている中で、かつ、図書館を楽しんでいただけるような席の配置をさせていただいているところでございます。

以上です。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

では、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第29号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第29号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第6、議案第30号「学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第30号「学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見」学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見を次のとおりとする。令和2年8月27日提出、守口市教育委員会教育長、太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第30号「学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見」について、御説明申し上げます。

まことに恐れ入りますが、議案書は6ページから7ページを御参照いただきたいと思います。この議案につきましては、学習者用コンピュータ機器等調達に係る入札執行が完了し、仮契約を締結しましたことから議案として提出させていただいたものでございます。

それでは、議案書に沿いまして説明をさせていただきます。学習者用コンピュータ機器等調達契約の概要でございますが、既に先の6月議会にて議決いただきました、守口市立学校21校の小学校等5・6年生、中学校等1年生の3,080台分を除く、他の学年6学年分の全児童生徒の学習者用コンピュータ1式5,126台及び既存のiPad874台も含めた6,000台分のソフトウェアを整備するものでございます。この調達契約に関しましては、令和2年8月17日に条件つき一般競争入札を執行いたしました結果、相手方株式会社ウチダシステムズ大阪支社が、予定価格の範囲内の267,703,500円で落札し、議案書記載のとおり、消費税込みの契約金額294,473,850円で、同者と調達契約の仮契約を8月18日に締結させていただいたものでございます。納入期限は令和3年2月26日といたしております。

なお、端末につきましては、先の3,080台に加え、今回の6,000台について、いずれも同一の事業者と決定いたしましたことから、今後事業者のシステムインストール等の作業の後、学年別で分散で納入することといたしております。

つきましては、当初の予定を変更し、最終学年の中学校等3年生及び小学校等6年生を優先的に搬入し、次に、義務教育の残学年期間を考慮し、上の学年から中学校2年・1年。小学校4年・3年・2年・1年と、順次10月から2月までに搬入しようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

○委員 ちょっと教えていただきたい件ですけれども、そのソフトウェアの内容の一覧というものはありますのでしょうか。例えば、統合型校務支援システムソフトとか、協働学習支援ツールとか、プレゼンテーションソフトとか。

○事務局 ただいまの御質問でございますが、ソフトウェアにつきましては今おっしゃっていただきました、協働学習支援ツールというものと、ドリルアプリ、この2点を入れさせていただいております。実際に協働学習支援ツールと申しますのは、子どもと先生方との端末での電子のやり取りができる等、さまざまな機能を有しております。ドリルについても、自動採点型学習履歴も残せるような機能を有しております。いずれも、3,080台と6,000台、同じ機能を有しております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 今言ったのが主に有償の部分ですね。ほかに無償の部分として例えば、いわゆるワープロですとかエクセルですとかカメラですとかそういった機能は、一般的にこういったタブレット端末に入っているものは、学習用でも使えるというような

ことですね。

ほかに御質問・御意見いかがでしょうか。

○委員 基本は1人1台で学校に置いておくということになるかと思うんですが、どこに置いておくんですか。

○事務局 ただいまの御質問でございますが、保管につきましては、教室に保管庫を用意しておりますので、そちらのほうで充電も含めて管理をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員 なるほど。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 ちょっといいですか。その、タブレットとモバイルルーターはセットでつくんですか。

○事務局 ただいまの、タブレットとモバイルルーターにつきましての御質問でございますが、タブレットにつきましては全児童生徒1人1台になりますが、モバイルルーターにつきましてはWi-Fi環境のない御家庭、あるいはインターネットの環境のない御家庭のみお貸しするというところで考えております。今回の予算の根拠といたしましては、全児童生徒数の5%の、442台を購入させていただいております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 すみません。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 今回のように、今現在は登校できていますけれども、コロナで登校できないという状況の場合は家庭に持ち帰って置いておいて、それを使ってリモートの形でやるというようなことを想定すれば、こういうふうに早い時期に導入できるという



のは大変いいことだというふうに思いますが、ふだんは本来的に言うと、学校の授業でこれを使って活用してやっていくというのがメインですよね。そうすると、学校に置いておいてというのが中心になると。で、必要に応じては家に持ち帰らせて、それを使ってリモートの形のものもできるということはよくわかるんだけど、そのたびに持ち帰って、また持ってきてというのが結構大変なように思うんだけど、これは持ち運び等にかかわって、お金のかかる器具というか、道具でもあるわけですから、持ち運びに関しては一体どういうふうにするんだろうというのがちょっと気にかかる場所なんですけど、そのあたりについて何かお考えのところがあったら教えていただきたい。

○事務局　ただいまの御質問でございますけれども、今、委員お示しのとおり、基本は授業で活用していただくものでございます。しかしながら、長期臨時休業等も踏まえてモバイルルーター、SIMカード等を整備しているところでございますが、平時につきましても、今回の長期にわたる臨時休業の学習のおくれも鑑みまして、学校とも連携をして、持ち帰りルールについて協議をしているところでございます。なお、先ほども申し上げましたとおり、今回ソフトウェアにドリルアプリも入れておりますので、お子さんの学力保障も含めて、今後持ち帰りについて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員　基本的に、全教員がそれを使用して児童生徒にも使うようにしていかないと広まりませんね。放っておくと、教員によって技量の格差がかなり出てくると思うんですが、そこはどのように解決していこうと考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○事務局　ただいまの御質問でございますけども、本市のICT活用推進リーダーをこの2年間育成してまいりまして、本当に実践を積み上げていただいております。また、活用についての実績も積み重ねていただいておりますので、当然その方々が各校

で中心になって取り組んでいただくことも当然でございますが、教育センターとしても先生方の研修、指導主事が各校に校内研修の講師として出向かせていただいて実際に講演をさせていただく、あるいは授業の様子を見た上で指導を行っていくことを積極的に推進してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○委員 ぜひ、どんどん使って慣れていかないと、宝の持ち腐れとはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そうならないようお願いをしたいと思います。

○委員 ちょっと。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 先ほど教育長からお話を聞いたんですけども、GIGAスクールの推進を本市は力を入れているわけですけども、夏休みを利用して、協働学習支援ツールを使ってのワークショップを教育長みずから、見識がおありになる教育長ですから、何かワークショップをされたら、できたら、そういう教育長みたいな見識のある方にどんどんやっていただいて、テーマごとにワークショップの、ニーズのある人が来て研修するとか。実際、授業を見てこういう活用ができますよというのも一つありと思っておりますけども、先生方に実際模擬授業みたいなものでそれを活用するような、そういう研修というものをぜひ頻繁に入れる、できるだけ人材育成に力を入れていただければと思います。よろしくお願いします。

○教育長 何かありますか。

○事務局 ただいま御指摘いただきましたとおり進めてまいりたいと思っております。なお、2学期中に先生方に、一度は必ず端末が入る前に授業を行っていただくということで進めておりますので、校内での模擬授業を含めて、センターとしても支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 ちょっと補足といいますか、訂正しておきますと、夏休みの管理職研修

会ではワークショップの部分と講演の部分があって、講演の部分は私が担当して、ワークショップの方は一番たけている間宮指導主事に担当してやっていただきました。校長先生、教頭先生が熱心に、実際に協働学習支援ツールで何ができるのかと実感してもらって、これから学校で広めたいというような言葉を聞きましたので、本当に大変期待をしておりますので、しっかりと教育委員会としてサポートしていかないといけないなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 はい。

○教育長 お願いします。

○委員 1人1台ということなので家に持って帰ることもあるかと思うんですが、壊してしまうという子がいた場合をちょっと不安に感じていて。個人でもしiPadを買ったときは、自分で保険に入ったり補償がつくものに入ったりするんですけど、今回の件に関しては、全体的に何か保険に入られるとか、各家庭に保険料の負担とかは考えられているのでしょうか。

○事務局 ただいまの御質問でございますけども、持ち帰りのルールを先ほど申し上げましたとおり、しっかり定めていかなければいけないと思っております。なお、補償については、1年補償をさせていただいております。また、加えまして保護者様のほうにも、高価なものですのでお子さんにも大切に扱っていただけるように、説明も学校を通してやっていかなければならないなと考えております。なお、今申し上げたとおり、破損につきましての補償については今後しっかり協議して、保護者様の理解を得て進めてまいりたいと思っておりますが、基本は教育委員会の予算で修繕費を取っておりますので、それを活用し進めてまいります。

以上でございます。

○教育長 授業で使っていれば落としてしまうこととかはあると思うので、やはり安心して使ってもらえるようにしていかなければならないなと思います。故意に投げ

つけたりとか、これはやはり御負担していただかなければならないと思いますので、そういったルールをこれからつくっていかねばならないなと思います。

それでは、よろしいでしょうか。ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第30号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第30号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第7、議案第31号「平成31年度(令和元年度)対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第31号「平成31年度(令和元年度)対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」。

平成31年度(令和元年度)対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について、次のとおりとする。

令和2年8月27日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 では、議案の説明をお願いします。

○事務局 平成31年度(令和元年度)対象 守口市教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について、御説明させていただきます。

議案書9ページから88ページをご覧ください。本報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、平成19年度から毎年度作成しているものです。本年度につきましても、報告書を作成するに当たり、これまで点検・評価検討委員会を3回実施し、3回目の7月28日は、学識経験者として2名の大学教授に出席いただき、御意見と御助言を賜っております。本日は、教育委員会7月定例会にて協議事項として提示させていただいたものに、加筆修正したものを配布しております。

す。本報告書は、平成31年度「めざす守口の教育」に記載されております各取組み項目につきまして点検・評価を行い、重点項目ごとに目標・教育委員会の取組み・評価の根拠・今後の方向性・図表及び注釈を記載しております。

本年度につきましては、学校教育分野で4つの基本方針と14の重点項目があり、社会教育分野では1つの基本方針と1つの重点項目がございます。それぞれ個別の取組み項目数は、学校教育分野が45項目、社会教育分野が5項目の、計50項目となっております。

それでは、議案書に沿って御説明させていただきます。12ページでは、この点検・評価の趣旨・対象・方法を記載しております。13ページには、御意見・御助言をいただきました学識経験者、本報告書の構成、平成31年度（令和元年度）末時点での教育委員の皆様の名簿を掲載しております。14ページには、平成31年4月1日時点の教育委員会事務局組織の概要。15ページから17ページには、教育委員会会議の開催状況及び審議案件。18ページ・19ページには、教育長及び教育委員の活動状況を記載しております。20ページから22ページには、平成31年度（令和元年度）の教育委員会の取組みを記載しており、教育環境の充実・教育内容の充実・社会教育の充実について、例年と同様に平成31年度（令和元年度）の取組みを記載しております。また、令和2年1月から3月の間の本市における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、新たに「新型コロナウイルス感染症への対応」の項目を設け、平成31年度（令和元年度）の取組みに記載しております。23ページには、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の決算及び決算見込みを記載しております。24ページ・25ページには、平成28年8月に市長が策定しました、守口市教育大綱の内容について記載しております。26ページには、教育行政の全体像を示すものとして「めざす守口の教育」に記載しております概要図を掲載しております。27ページ以降は、具体的な点検・評価を項目順に列挙しております。学識経験者の御意見・御助言につきましては、各基本方針の最後のページに記載しております。

す。ページ数で申しますと、学校教育分野の基本方針1についての助言は47ページ、基本方針2については61ページ、基本方針3については69ページ、基本方針4については82ページに掲載しております。また、社会教育分野の基本方針5については87ページに、88ページには報告書全体についていただきました助言を掲載いたしました。

今後の予定でございますが、本定例会において議決をいただいた後、守口市議会9月定例会に報告書を提出し、あわせてホームページや市立図書館、各コミュニティセンター等に設置して市民に公表してまいります。

続きまして、概要版についてですが、89ページから91ページと、お手元に配布しておりますピンク色のA3サイズ用の紙をご覧ください。これは昨年度のものになりますが、これと同様の様式にて作成し、報告書とあわせて守口市議会の9月定例会に提出し、その後ホームページに掲載するとともに各施設に設置する予定でございます。

以上、まことに簡単な説明ですが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。何か御質問・御意見はございますでしょうか。

○委員 よろしいでしょうか。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 平成30年度の点検・評価に関する報告書と31年度の分を比べた場合に、30年度で○という評価を受けているのが、31年度は△になっているところがあるところ、30年度で○という評価を受けているのが、31年度は△になっているところが少し心配しているところ。例えばその中の一つとして、24 不登校の児童の問題が書かれてあります。その中に、前年度に比べて大幅に増加したという、こういう表記があるわけですが、ここのところが一つ気になるということです。その場合に、どれだけ不登校の児童が出てきたのかという数字も大事なんですけども、その児童に対してどういうふうな、早期発見のために取られた方策とか、不登校児童

に対してどういうふうな対応をされたのかということが、守口として、市としてどうなのかということも気がかりな点です。対応に関しましては、細かい資料を出していただいています。スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、それから教育専門相談員のカウンセリング、それから適応指導教室利用の実績とか、実際の活用実績というのが見える形で掲載されております。これを見ますと、やはり積極的に活用していただけるかどうかということが一つのポイントなんですけれども、この数値を拝見した場合は、大変安心して相談をされるという、そういう件数が非常に多いですね。だから、積極的に活用できる、そういう環境であったんじゃないかなと。これは非常に大事なポイントじゃないかなと思います。

それからもう一つの、支援体制なんですけれども、その構築が強化されているんじゃないかというふうを感じるわけです。要するに現在の子どもたちの実績、ニーズから考えて、例えば教育専門相談員体制をさらに増やして強化していると、一人一人の児童に対して、先生等に対してきめ細かく見ていこうと。そういうふうに教育委員会が取り組んでおられることは非常に高く評価できるんじゃないかなと思うんです。それだけじゃなくて、学校に復帰できない子どもも実はいるんじゃないかと思うんです。その子どもたちに対してでも別室とか、ここで言うと適応指導教室の利用にもちゃんと居場所を提供しておられるところですね。それとか、授業でICT教育をもって授業したものを、遠隔操作によってそういう子どもたちの家庭にまで届けるとか、非常に配慮がなされているから親御さんも非常に心強いんじゃないかなと思うんです。不登校の場合どういうきっかけで不登校になったのかとか、どういう原因があったのかとかを追究したり、それから小学校の場合は、1年生から6年生までありますけど、学年によって不登校が違ってきます。一般的に言われるのは、だんだん学年が高学年になるに従って増えていくというのが傾向なので、そういう細かいことも考えながら、平成30年とか平成29年は、例えば小学校の場合34名・35名というのは、パーセントで言うと、守口の全体の児童数から比べると0.63%ぐらいなんです。

それが大阪府なんかを見ても、大体同じような傾向です。そしたら、そういう不登校の子どもたちをどういうふうに支えていくのかということが非常に大事になってくるんですけど、この元年だけ0.95%ぐらいになるんですよ。何で突然増えたのかということがわかるのであれば、ここをものすごく危惧します。今はコロナ禍ですので、よその学校なんかの情報ですと、コロナ禍でますます長期欠席者というか、学校に足が運べない子どもも増えてきているというふうに聞いております。そういうのも心配していますので、もしも、何で突然増えたのかということが何かお話していただければ、少しぐらいめどが立つと思うんですけど。よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局　ただいまの不登校対応につきましては、委員お示しのとおりさまざまなお子さんがいらっしゃいますので、教育委員会としましても学生フレンド、スクールカウンセラー等、そのお子さんに適した対応をこの間行ってきたところでございます。しかしながら今回、小学校でかなり増えたということは重く受けとめさせていただいており、個別では心因性のものも大変多く、そのあたりをいかに実施している施策と結びつけていくのかということが課題であると認識しておりますので、引き続き分析につきましては継続して行ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○事務局　つけ加えまして、各学校におきましては、こういったさまざまな要因で不登校となっている子どもたちに対して、ケース会議等を開いてどのような手立てを講じていくか、学校だけではなくて各機関との連携を図りながら支援しているところでございます。今後も個別のそういった事情を把握して、適切に対応していきたいと、支援していきたいと考えております。

○委員　よろしくお願ひします。

○事務局　補足でございますが、小学校の児童の不登校数の増加、この資料では3



年間で示しておりますが、長期的に見ますと、やや増加傾向が続いております。その不登校理由で多くを占めますのが心理的な要因ということで御家庭、また、学校、連携してその改善に努めるわけですが、なかなかその不登校に至っている要因がつかみきれないというケースも、全体の3割程度を占めるほど多くなっております。そういう状況からも先ほどおっしゃっていただきましたように、不登校のお子様への支援体制というのは強化・充実させていただいているとは思いますが、特にスクールカウンセラーだったり、またそれを派遣型というように試みたりということで、できるだけお子さんの心の要因をしっかりとつかみながら、その課題を解決させていただけるように努めているところではありまして、今後もしっかりとそういう施策を充実させながら、一人一人のお子さんが1日でも早く学校へ、また、長期的に見た場合には社会的な自立につなぐ力をつけていけるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員 意識調査を見ると、学校に来るのが楽しいというパーセントが伸びていますね。ということは、学校生活に対する安心感とか満足感が高まって、そういう効果が出ていると思うんです。そういうふうに、個人的にいろんな原因で長期休みされるお子様がいらっしゃると思うんですけども、アウトリーチ型というのに力を入れておられるということで、ここの問題にいろいろ対応して支援していくというのは非常にいいことだと思うんです。だから、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 それでは、一つ。

○教育長 はい。お願ひします。

○委員 この点検・評価に関する報告書、それから概要版。保護者、あるいは守口市民への公開の方法に関してお聞かせ願ひえますか。

○事務局 先ほど申しましたホームページに掲載、あと、市立図書館、各コミュニティセンター等の施設に置かせていただこうと思ひております。

○委員 それと、問い合わせは市の教育委員会の管理部総務課と書いていますが、毎年書いていらっしゃると思うんですけども、問い合わせは何かございますか。

○事務局 特にございません。

○委員 一つもない？

○事務局 ないです。

○事務局 今回の、概要版の補足なんですけれども、3年ほど前から概要版を作成しております。その目的としましては、やはり冊子になるとなかなか手に取りにくいという部分もございますので、概要版という抜粋した部分で、去年はピンク色、その前は緑色という形で色も工夫しながら手に取っていただいて、その中身をまた冊子のほうで見ていただくという形でやらせていただいております。当然、各教育委員会の窓口にも設置しておりますし、各学校にも配布し、各学年のところに置いていただくことで、生徒さんにも見ていただくような形を取って幅広く周知していきたいというふうに思っております。各公共施設につきましても、20部ずつ設置しております。ある一定期間がきましたらまた調査をかけて、どれぐらい持ち帰られているかというデータも、この2年ほど集計を出して、今後それをどういう形で周知していくかという部分についても、その一つの参考としてやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員 そうしたらちょっと提案なんですけど、この概要版なんかはたった1枚のもので、見やすいですね。ただ、校内に置いていても多分見ないと思います。児童や生徒にとっては面白いものじゃないから。これぐらいだったら、全部配って持って帰ってもらうというのも一つの方法じゃないのかなというふうに思います。やはり、見てもらわないと意味がないと思いますので。提案ですが。

○教育長 例えば、さらにコンパクトにするのかわからないですけど、市の広報なんかにも掲載したりとかいうのはされているんですか。

○事務局 市の広報につきましては、そちらのほうに折り込みというのは今現在し

ておりません。今、広報自体も配るというよりも電子化になっておりますので、広報等もし可能であれば、その広報の中でこういうものを知らしめるということも今後検討して、担当課と協議していきたいというふうに思っております。よろしく願います。

○委員 ぜひ身近に感じてもらって、教育は大事ですので、関心を持ってもらいたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

すみません、ちょっと私からも。非常に細かいことで、私も何回も拝見して今さらに少し申しわけないんですが、14ページに教育委員会の事務局組織というものを掲載しています。確かに教育委員会の組織はこうなんですが、この報告書は守口市の教育に基づいて評価しており、社会教育の部分も評価しております。本市では市長に職務を移管しているような形にはなるんですが、せっかくこれを書いていただいて、担当していただいている生涯学習スポーツ振興課ですとかコミュニティ推進課などの事務組織もここに載せてもいいのではないかなと思っていたのですが、また御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。では、ほかに御意見・御質問はないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第31号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第31号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

それでは次に、報告事項に入ります。報告事項1「もりぐち児童クラブ守口（放課後児童健全育成事業）の建設について」の説明をお願いします。

○事務局 学校管理課から報告事項1「もりぐち児童クラブ守口の建設について」

御報告いたします。守口市立守口小学校における児童クラブについては、市において放課後児童健全育成事業として、学校施設の余裕教室を目的外使用で使用し運営しておりますが、令和2年度において、児童クラブの利用人数に対しての設置面積基準を上回る多くの利用者があることに加え、学校教育同様に新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、三密を解消する必要に迫られております。さらには、当該校区内においては集合住宅、マンション等の開発が進んでいることから、今後も児童数、学級数の増加が見込まれており、現在使用いただいている余裕教室自体がなくなることが見込まれております。そういった状況から、所管の子育て支援政策課から学校敷地内の土地の一部を目的外使用で使用し、児童クラブの施設を建設したい旨の申し出がありました。建設等に際しての詳細な部分については、子育て支援政策課から御説明いただきます。

それでは、説明を替わらせていただきます。

○事務局　それでは、守口小学校における、もりぐち児童クラブ入会児童室、放課後児童健全育成事業の建設について御説明いたします。お手元の議案書92ページから93ページの参考資料「もりぐち児童クラブ守口（放課後児童健全育成事業）の建設について」をご覧ください。まず、守口小学校におけるもりぐち児童クラブの現状と課題から御説明申し上げます。放課後児童健全育成事業として実施しております、守口小学校のもりぐち児童クラブ入会児童室は、以前より利用者1人につきおおむね1.65平方メートルという、市が定めている面積基準を上回る状況で運営してきたところですが、今年度においてはさらに利用児童数が増加し、前年度対比で14名増の98名が利用している状況でございます。その結果、令和2年4月現在では、実際の利用率を加味しない入会児童室の全てで算出いたしますと、1人あたりの専用区画の面積が約1.32平方メートルとなり、面積基準の1.65平方メートルを大きく上回っており、事業の円滑の運営や、利用児童の安全面等において大きな課題であるとの認識をしており、今後は待機児童の発生も見込まれる状況となっております。守

口小学校区では近年、マンションの建設等が進み、子育て世代の人口の増加が見られ、今後小学校全体の児童数が大幅に増加することが見込まれており、共働き世帯の増加も相まって、児童クラブの利用児童はさらに増加するものと見込んでいるところです。また、本年3月以降は新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じながら児童クラブの運営を行っておりますが、今後も引き続き、いわゆる三密の対処は必須であると考えています。とりわけ守口小学校の児童クラブでは、入会児童室の隣室で運営しております登録児童室において、施設面積と利用児童数の関係から、市内で唯一、現在も学年ごとの分散利用をお願いしている状況でございます。以上のようなことから、市では早期に入会児童室の整備を進めることにより、登録児童室も含めた施設面での課題の解消に取り組むこととしたところでございます。

次に、整備の手法についてでございますが、守口小学校においては、これまで余裕教室の目的外使用による事業実施をしており、これまでも施設面等の課題の解消に向け、学校長と調整・協議を進めてまいりましたが、現状として既存の施設内で児童クラブを拡充でき得る他の余裕教室は存在しておらず、今後の児童数の増加等を考慮したとき学校全体での教室不足が見込まれ、現在の児童クラブ部分を普通教室として使用することも十分考えられますことから、守口小学校の敷地内に新たに児童クラブ入会児童室を建設しようとするものでございます。なお、建設予定地につきましては、教育委員会事務局及び学校長との調整を踏まえ、現在のところ資料2枚目の下段にお示ししております、斜線の囲み部分を予定しております。また、施設整備に必要となつてまいります経費につきましては、今後市議会への補正予算の提出を予定させていただくところでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

○委員 では、質問を。

○教育長 はい。お願いします。

○委員 その基準の、1人あたり1.65平方メートル、これは校舎の床面積で割っているのか、あるいは普通教室の中のことを言っているのか、どちらでしょうか。例えば廊下も含めてのことであるのか、あるいはそれは除外して、教室の面積で言っているのか。

○事務局 原則は、教室の面積の有効面積を加味いたしまして1.65と、見ておるところでございます。

○委員 そうですね。1.65。

ちなみに今、児童クラブにかかわらず普通教室の授業は間隔に留意しながらやっていらっしゃると思うんですが、今は1人と1人の児童、あるいは生徒同士、どれぐらいの距離を確保できていますか。御存じでしたら。

○事務局 普通教育におきましては、1メートル程度という間隔で教室環境をつくっております。

○委員 1メートル程度ですね。それ以上空けることはやはりできないですね。物理的なものがありますから。

○事務局 おっしゃるとおり、人数の多い教室においてはそれ以上は難しい状況でございますが、元から人数の少ない学年であったりとか、そういったところについては少し余裕がある状況でございます。

○委員 なるほど。わかりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

では、報告事項1についてはここまでとさせていただきます。

それでは、ほかに何か報告・連絡等ございますでしょうか。

○事務局 報告を1件させていただきます。令和3年度全国学力・学習状況調査の実施日程の変更についてでございます。本来、全国学力・学習状況調査の実施予定日につきましては、原則として4月18日に最も近い日の火曜日から木曜日の設定とさ

れておりますが、現在の新型コロナウイルス感染症により学校教育に多大な影響が生じている現状を踏まえ、令和3年度の調査では、可能な限り多くの児童生徒が同じ条件の下で参加できるよう、文部科学省のほうから変更の通知がございました。変更日程は令和3年度につきましては約1カ月程度後ろ倒しし、5月27日とする旨の通知がございましたので、お知らせさせていただきます。

以上でございます。

○教育長　　また詳細がわかりましたら、何かペーパーでも教育委員会に提供していただけたらと思います。今、大阪市では、その日にあわせて小学校の学力調査も実施すると検討しているというふうに伺っていますが、何か今の時点でわかることがあれば御紹介いただければと思います。

○事務局　　現在、大阪府におきましては、小学校5年生を対象にこういった学力調査の実施を計画しておりますが、本日、課長会が府で実施されておりました、そちらで詳細が入ってまいりますので、今後また分かり次第お知らせをさせていただきます。

○教育長　　これまで中学校のチャレンジテストが行われていたので、今度は小学校でも府独自の調査を全国学力調査とあわせて実施を検討中ということですね。教科以外にも何か、教科横断的な課題の問題を出題するとも聞いており、とても大事な調査だと思いますので、またしっかりと対応していかなければならないなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

すみません、私のほうからリクエストで。前回、コロナのことをいろいろ議論いただいて、現在のところの守口市内の小中学校の児童生徒及び教職員の感染状況や、それからあと、先週8月17日から2学期が再開しましたので、順調にスタートしたんじゃないかなと思っておりますが、そのあたりを簡単で結構ですのでちょっと御報告をお願いできたらと思います。どなたからでもお願いします。

○事務局　　新型コロナウイルス関連ですけれども、濃厚接触者として特定されてP

C R 検査を受けた児童生徒さん並びに教職員の方はおられますけれども、幸いなことに全員陰性という形で、陰性判定後、2週間自宅待機のほうをお願いしているところでございます。現時点では受検している方が1名おられますけれども、それも近々結果報告があるかと思えます。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 ちょっといいですか。

○教育長 はい。

○委員 情報があったら教えてほしいんですけども、来年の全国学力調査はオンラインで実施することを検討していると文科省が言ってますけど、そういうのは情報か何か入っていますか。

○事務局 申しわけございません。まだ詳細をきちっと確認できておりませんので、確認次第また御説明差し上げます。

○教育長 来年度はまた紙で実施します。現在文科省で、いわゆるコンピュータ・ベースド・テスト、C B Tに向けた会議を立ち上げて、どんな方法ができるのかというのを検討中です。来年の調査で一部、アンケート調査の部分を限られた学校で試験的にやるということを考えているようです。

○事務局 今現在のコロナ禍の中での学校の状況なんですけど、第2学期がもう既に始まっておりますが、今のところ特に困難なく、これまでやっております感染防止対策を継続しつつ今進めているところでございますが、今後の課題としまして大きく2点想定しております。

まず1点は、今示されております大阪モデル、こちらが今黄色の状況でございますが、こちらがまたレッドステージになった場合、府の考え方でも以前ございましたような一斉の臨時休業というような考え方は、府としてもそういう要請をかける予定はないということを事前に情報提供もいただいておりますので、なってから考えるのでは遅い状況でございますので、今既に市教育委員会でも、どうやれば今よりももう少



し子ども間の距離を確保しながら、また、一定の感染防止を強化しながら登校を続けていけるかというところで素案等も考えまして、今、各学校の校長先生方にもその案を示して、どういう形で持っていけるかというところを今協議しているところでございます。

もう1点は、報道でもよく取り上げられます、修学旅行。現状では市で統一して教育委員会から中止を要請するという状況ではないというふうには認識していますが、ただ、今の感染拡大の状況がある中、もちろんお子様方、また、保護者の皆様の御不安、それと今後、府内外の移動の制限等の要請がかかることも考えられます。ただ、一方で修学旅行、宿泊行事というのは子どもたちにとっても非常に教育的な意義もある行事でありますし、加えて今の子どもたちについては非常に制限のある教育活動下にあったり、また、多くの学校行事が中止としている、非常に我慢を強いられている状況もございますので、そういう観点からも、次回の9月校長会で校長先生方と一緒に、今年度の宿泊行事をどう持っていくべきかを協議させていただきたいと考えております。また大きな方向性等が決まりましたら、またこの定例会でも御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長　　ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

ほかにも報告・連絡等もないようですので、本日の定例会を閉会したいと思います。本日も御議論いただきましてありがとうございました。

閉会：午前11時04分